

茅ヶ崎市市民活動推進補助制度の変遷

平成30年7月18日
第4回市民活動推進委員会
資料5

事業実施年度（実施ベース）		平成17年実施～ ※制度スタート A	平成21年度実施～ B	平成24年度実施～ C	平成26年度実施～ D	平成28年度実施～ E
対象団体	スタート	設立後2年未満の団体	①本制度による助成を受けたことがない団体	本制度による助成を受けたことがない団体	本制度による助成を受けたことがない団体	本制度による助成を受けたことがない団体
	ステップ	設立後2年以上の団体	設立後2年以上の団体	④スタート支援を受けたことがある団体または設立後2年以上の団体	スタート支援を受けたことがある団体または設立後2年以上の団体	スタート支援を受けたことがある団体または設立後2年以上の団体
助成限度額	スタート	90%または10万円のいずれか低い方	90%または10万円のいずれか低い方	90%または10万円のいずれか低い方	90%または10万円のいずれか低い方	90%または10万円のいずれか低い方
	ステップ	80%または30万円のいずれか低い方	80%または②60万円のいずれか低い方	80%または60万円のいずれか低い方	80%または60万円のいずれか低い方	80%または60万円のいずれか低い方
助成回数	スタート	同一団体1回限り	同一団体1回限り	同一団体1回限り	同一団体1回限り	同一団体1回限り
	ステップ	同一団体につき2回まで	同一団体につき③3回まで	同一団体につき3回まで	同一団体につき3回まで	同一団体につき3回まで
団体情報の公開		共通	なし	⑥HPその他の方法で、団体の情報を公開しているあるいは市民活動ガイドブックに掲載していること	HPその他の方法で、団体の情報を公開しているあるいは市民活動ガイドブックに掲載していること	HPその他の方法で、団体の情報を公開しているあるいは市民活動ガイドブックに掲載していること
補助対象費目	備品相当のものについて	共通	対象外	対象外	⑦1万円以上の物品で、比較的長期間使用、保全できるものについては、物品購入理由書を添付した上で妥当性があれば購入可能。	・1万円以上の物品で、比較的長期間使用、保全できるものについては、物品購入理由書を添付した上で妥当性があれば購入可能。
	自団体の活動PRに係る経費	共通	対象外	対象外	対象外	⑧対象（ただし、団体PRのみを目的とした事業は補助対象外）
評価と補助金の配分		スタート	公開プレゼンテーションにて、8項目（先駆性、公益性、自立性、発展性、継続性、事業実現性、費用の妥当性、地域性）から評価し、補助予算総額300万円より決定する。	公開プレゼンテーションにて、8項目（先駆性、公益性、自立性、発展性、継続性、事業実現性、費用の妥当性、地域性）から評価し、補助予算総額300万円より決定する。	公開プレゼンテーションにて、8項目（先駆性、公益性、自立性、発展性、継続性、事業実現性、費用の妥当性、地域性）から評価し、補助予算総額300万円より決定する。	⑨公開ヒアリングにて、3つの視点（公益性、発展性、費用の妥当性）から評価し、優先的に100万円の範囲で決定する。
		ステップ	公開プレゼンテーションにて、8項目（先駆性、公益性、自立性、発展性、継続性、事業実現性、費用の妥当性、地域性）から評価し、補助予算総額300万円より決定する。	公開プレゼンテーションにて、8項目（先駆性、公益性、自立性、発展性、継続性、事業実現性、費用の妥当性、地域性）から評価し、補助予算総額300万円より決定する。	公開プレゼンテーションにて、8項目（先駆性、公益性、自立性、発展性、継続性、事業実現性、費用の妥当性、地域性）から評価し、補助予算総額300万円より決定する。	⑩公開プレゼンテーションにて、8項目（先駆性、公益性、自立性、発展性、継続性、事業実現性、費用の妥当性、地域性）から評価し、スタート支援の100万円の残金に200万円を合計した範囲で決定する。

【制度改正の内容と理由等】

- ①スタート支援 対象団体の条件の拡大
 - ・応募可能な団体の対象を拡げ、制度の活性化を図る。
 - ・設立後2年を経過した団体であっても、スタート支援の対象である「団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業」という趣旨の事業実施主体となり得る。
- ②ステップアップ支援 助成上限額の拡大
 - ・より大きな規模の事業を実施する団体にとっても本制度が活用できるようにすることで、実質的に応募可能となる団体の対象を拡げ、制度の活性化を図る。
 - ・政令市を除く県内の同様の制度のなかで最高額の助成が可能になる。PR効果も期待できる。（19年当時）
- ③ステップアップ支援 助成回数の増加
 - ・他市の制度状況を鑑み、2回の支援の中で自立をし、さらに1度後押しをすることで団体の自立への勢いを加速することを目指す。
 - ・限度額30万円の制度下で応募回数上限に達した団体の不公平感の緩和。
- ④ステップアップ支援 対象団体の条件の拡大
 - ・団体設立→スタート支援助成後、期間を開けずにステップアップ支援を申請することが可能になる。
- ⑤助成回数上限についての注意
 - ・一定数以上が同じ構成員でなる複数団体の組織による上限を超えた助成への申請を防ぐことを目的とする。
- ⑥団体情報の公開についての条件の設定
 - ・助成事業を行い、団体活動を活性化・発展させるにあたり、団体情報の公開や発信を行うことで効果的に進めることを促す。
- ⑦備品購入についての条件の緩和
 - ・制度の本来の目的である市民活動の活性化、団体活動の基盤強化を図るため、必要性があると認められるものについては購入できることとし、助成期間終了後の団体活動についても間接的に支援する。
- ⑧活動PRに関する予算執行
 - ・「げんき基金補助制度」が、事業費補助であること自体の変更はない。したがって、事業PRのみの企画提案は対象外とし、あくまで公益的事業を助成対象事業としていくことに変更はないが、実施する事業に合わせて、自団体のPR経費を補助対象とする。これにより、事業に合わせて行い自団体の活動PRパンフレット作成経費や、PRイベントの実施経費等の支出が可能になる。
- ⑨スタート支援の評価と補助金の配分
 - ・スタート支援の評価を、意見交換形式のヒアリング会に変更し、評価項目を3項目に絞り、提案から事業採択までのハードルの緩和を目的とする。また、スタート支援団体を優先的に補助することを目的に金額枠を設定する。

